

自転車保険

入っていますか？

事故を起こしてしまったときに備えて、
自転車保険(賠償責任保険)に入りましょう！

自転車事故での 高額賠償事例も発生しています！

損害賠償額

9,521万円

(神戸地裁 H25.7.4判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行進中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

(東京地裁 H20.6.4判決)

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

損害賠償額

6,779万円

(東京地裁 H15.9.30判決)

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

自転車保険の加入は茨城県交通安全条例で定められています

県民の皆様へ

- 自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。

保護者の皆様へ

- お子様が自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

事業者の皆様へ

- 事業に自転車を使用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- 自転車通勤をしている従業員に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

自転車販売店の皆様へ

- 自転車の購入者に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室

自転車保険加入のチェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認してみましょう～



はい



いいえ



分からない

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせるなど加害者となった場合に、相手の生命又は身体の損害を賠償することができる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか。点検整備した自転車に1年ごとに張られるTSマークも該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、団体保険（学校で加入するPTA保険や職場で加入する保険等）のいずれかに加入していますか。

保険内容に自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が付いていますか。特約として付いている場合も該当します。特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など保険会社により異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証書をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車保険への加入が必要です。

万が一の加害事故に備えた自転車保険って…？

〈日常生活での賠償責任保険等〉（個人向け）

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険（サイクル保険等）	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険（総合保障制度等）	PTAや学校が窓口の保険
共 済		全労済、県民共済、市民共済など
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険
TSマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉（事業者向け）

自転車保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

自転車は
「くるま」の
仲間です!

自転車
利用者は車両の
運転者です!

知っていますか? 「自転車安全利用五則」

守っていますか? 交通ルール

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。

①歩道通行可の
標識等があるとき

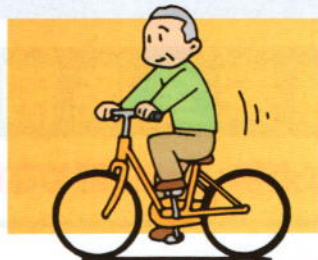


「普通自転車の
歩道通行可」を
示す標識

「普通自転車の
歩道通行可」を
示す標示



②運転者が、児童・幼児・70歳以上
の者・身体障がい者であるとき



③安全な通行を確保するために、やむを得ないとき

- ▶車道の交通量が多く危険を感じる時
- ▶工事や駐車車両などのため車道の左側を通れないとき
- ▶車道が狭いため、接触事故の危険を感じる時



2 車道は左側を通行

自転車は、**道路の左端**に
寄って通行しなければ
なりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、**安全な速度で
徐行**し、歩行者の通行を
妨げる場合は**一時停止**
しなければいけません。



4 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、
児童・幼児に乗車用ヘルメット
をかぶらせるようにしましょう。



ルール違反には厳しい罰則があります

並進



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

信号無視



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

二人乗り



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

**一時
不停止**



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火



【罰則】5万円以下の罰金

**携帯・ヘッドホン・
イヤホン・傘差し**



【罰則】5万円以下の罰金

あなたの自転車は大丈夫？

自転車の点検・整備
していますか？

整備不良の車両は思わぬ事故を引き起こします！

茨城県交通安全条例

県民は、その利用する自転車の定期的な点検・整備に努めなければなりません。

合い言葉は「**ぶ た は しゃ べる**」

自転車に
乗る前には必ず
セルフチェックを
しましょう。

ぶ

ブレーキ

ぜん こ
前後とも
よくききますか？

た

タイヤ

くう き じゅうぶん はい
空気は十分に入っ
ていますか？
すり減っていませんか？

は

反射材

よご こわ
汚れたり壊れたり
していませんか？

しゃ

しゃ たい
車体

き れつ はっせい
亀裂やさびは発生
していませんか？
ハンドルやサドルに
がたつきは
ありますか？

べる

ベル

な
よく鳴りますか？

※年に一度は、自転車安全整備士のいる自転車販売店等で点検整備を行いましょう。

「安全な自転車」を「安全運転」して、交通事故防止！！

●問い合わせ先●

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室 TEL.029-301-2842